

○細川委員

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺つてまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと思います。

最低賃金の水準についてやむを得なきけれども、我が國の現状は、全國加重平均で時間当たり六百七十三円、最低の地域で六百円と、いうことになつております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルと、いうことになつております。今まで六百一円といふことで低かつたアメリカ、こゝも一年後には八百六十円に引き上げられるといふことになつております。イギリスは千百九十九円、フランスは千一百三十人円、優に千円を超えております。

これを見るだけでも、我が國の最低賃金は「國際標準に近づけるべきだ」というのが結論になるわけになります。民主党は千百九十九円、フランスは千一百三十人円、優に千円を超えております。

したがつて、この委員会で議論をすべきことは、どういう案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかと、いうことが大変重要なことです。

民主党としては、全國平均で千円を目指すという政策を出してあります。これは、この法案に對して与党の皆さんがあなうにお考へになるかわからんけれども、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だといふ意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えてくるわけですかね、仮に千円で年間二千時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大きい数字ではないといふに思つております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに當たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入つたといふでござります。生計費を考慮するに當たつては、生活保護との整合性を配慮する、ここにあります。

今までどうだったかといふと、現行法第三条で、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

なければならぬ、こういふうにされております。伺つてまいります。

お伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生

活保護の水準を上回るべきだと、うつに私は考

えます。が、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と、この規定の意味

この三つの要素になつております。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござ

ります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都

道府県で最低賃金額が生活保護を下回つてゐるこ

とになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつております。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござ

ります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の

生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でござりますが、委員のおっしゃるよ

うに、三つの要素で決定されるということになつ

ているわけですが、この三つの要素につきましては、

は、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別

生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるといふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういふうにされております。した。この規定は改正案の九条一項に引き継がれています。つまり、これから先ほど、この二項と、それから先ほど指摘いたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺つていただきたいと思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の支払能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。

それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというものが異なるのか。これについて何

いといつてお伺いをいたします。

○細川委員 それでは、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費といふのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

たといふうに思います。

保護との整合性のあり方についても考慮していく必要があります。申申し上げましたそういうふうに考えております。今申しあげましたそういうふうに考え方方も、一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な額の話になつてまいりますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれど

「……」と云ふ意味が、今聞いただけではちょっとよ
く私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六百十円の青森、岩手、秋田、沖縄、この四県のうち、生活保護の方が高いのはわずかに秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金額の方が高い、こういうことになつております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というのは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こうじうことになつております。

除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こういうことではないかと思ひますけれども、そういうことでよろしくどうぞ

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで最低賃金額を決定するわけではありませんので、これによってこれだけしか上がらないという話ではないと思います。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

ので、具体的にどれが上がる、どのくらい上がる
二二二二は今直ちこはお答えできなハわけであ
す

४०

りませんが、今御質問にありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一一定のけれども、少なくとも、そういうた考え方に基づき方式、それと地域別最低賃金の可処分所得ベースについて具体的な額が決められるというふうに考えておどる場合には、おつしやるよう、沖縄県は、今直ちにお答えできかねるわけでありますけれども、少なくとも、そういうた考え方に基づいておどる場合においては、おつしやるよう、沖縄県は、今直ちにお答えできかねるわけであります。

県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけになります。したがって、この条項がまざり、先ほど申し上げましたように、まあやめてその観点の逆転を解消した上で、とにかくその上で生活保護と最低賃金がどうなっています。

○細川委員 今、沖縄は、最低賃金は六百四十円ですね、六百四十円。これが今度の法案、とりわけ生活保護との整合性ということで、どれくらい上がりますか。これまで一円とか一円の上がったり下がったりで、それと同じことなんですか。

金との整合性を考える必要があるというふうに先ほど申し上げましたように、そういう点を踏まえて、沖縄においても具体的な額が決まっていく。それとも、もうとぐつと上がるんですか。十四億円位ですか、百四単位ですか。ちょっととそこを聞く位でくださいよ。何かよくわからないんですけど

○細川委員 具体的な数字というのを出でさせ
るか、一つ二つ聞くようですがそれとも、毎年何
だらうというふうに思つております。

○青木政府参考人 その御説明では、

年一円とか二円とかそういうものの額が上がつて、仕方がござります。したがつて、それをとるとかいく、その政防を毎年やつているわけですね。だけれども、そんなことじやいかぬ、思い切つて国際水準に上げなきゃいかぬじゃないか、もつと最低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するふうに思つております。

生するようなことがないようになきやいかな
じやないか、そうどうもうな」とお含めてこれを
提案されたわけでしょう。

少なくとも、先ほど申し上げていますようだに、
単身世帯の一類、二類の扶助基準と、それから住
宅扶助、それといわば手取り額、そういうふたもの

具体的に沖縄は、今六百十円だったらしいの程度になるかと云ふのは、ある程度聞かせてください。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、地方審議会で議論をしていただきたい。域の事情に応じて、それぞれの法律で定められた 少なくとも、参考に申し上げますが、先ほど申

都市を含む都道府県であって、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずっと下だ。だから、これに合わせるよう、生活保護に合わせるようになります。では、そうに高くなるというのはわかりますよ。では、そういう沖縄はどうですかと聞いているんですよ。上がりますか、上がりませんかということです。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げていますように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めるという枠組みでございました。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会で十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかりと遵守をしてもらいたい、こういうことになっています。

るわけあります。したがって、法律上、具体的な額が直ちに出てくるという枠組みになつていてものではありません。

したがって、今回お願いをしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といひますか、まずは十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう。さらに、それでおしまいといふわけではなくて、生活保護との水準といふのはさまざまありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かといふものをきちんと、具体的な額を決めるに当たつて十分審議をした上で決定がされるというふうに思つております。

○細川委員 何度も聞いてもちょっとよくわからないですね。仕組みも今までと同じでしよう。仕組みは今までどおりですね、地方最低賃金審議会で決める。そして、その三つの要素も同じですね、最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるといふわけですね。

だから、いじですよ、十一の都道府県についてはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それに最賃を合わせるといふのは、上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりますかということを聞いています。

るんですよ。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具体的なことは言えませんと、うんですけれども、生活保護より最賃の方がちょっとと上だつたり、あるいはそれが同じだつたりしたら、生活保護を考慮したて変わらないんじゃないですか。今までどおりになるんじやないですか。一円一円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。申し合せの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちょっと、今の質問だけ許してください。

今までどおりの一円一円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いているんです。上がったたら上がると言つてくださいよ。もっと、どれぐらい上がるか。沖縄の人も心配だと思いますよ。

○青木政府参考人 先ほども申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういうものがあるわけです。先ほど来お話をなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやつた場合に十一だ、單純に機械的に比べると十一だということを申し上げているわけで、では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思いますが、何を比べるといふのは、さらにそれに乗つたててくるものが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考へるべき話だといつあうに思つております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくというやり方がいわば世界の趨勢

でありますので、そういうた枠組みに基づいて日本

ます。

○長妻委員 民主党的な長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身は、国家として、国民の皆様方の最低限の生活というのはどういうよしなものなのか、これをやりと定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、という強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だというふうに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活が保障する生活というのはどういうものか、非常に分野分野でばらばらになっている、整合がとれていない、きちっとした哲学がないというふうに私は考へているところでございます。そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたいのですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ国が最低の保障をしなければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思っております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係というのはどういうような設定をしているのか。具体的には、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、こういったような哲学があるのかどうかといふことをお伺いいたします。御明言いただければ、

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者につきまして、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図ることを目的としております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もござるなどいろいろ指摘を受けたところでございます。今度、このために、最低賃金法改正案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するようだ、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。

具体的な水準については、今長妻委員からは全国一律にということをなさいますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費となるものがあるわけですが、この生活費というのは、物価の水準、動向等も地域によってはらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定するということがよしとされております。私もそれが実情を反映しているものだ、このように考えておりますが、したがいまして、最低賃金の具体的水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういったことになつてゐるわけでございます。

そういうことで、今回、生活保護との関係ということをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にもこのことを今後実現してまいりたい、このように考えております。

○山井委員

少し、最質の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の減額の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令とは何を想定しているのか、武見副大臣、お願いします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができると、いうふうにしております。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能率が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけであります。

そして、今般の改正によって法律上もこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の運用における取り扱いを変更するということではございません。現在の運用の実態を踏まえて省令を策定する、こういう考え方でござります。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的な内容について、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の能力者と比較した被申請者の労働能率の割合とすると、いうふうに考えておるところでござります。

○山井委員

それでは、ちょっと最質の話をしたいんですが、

武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられましたが、これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の最賃法の罰則の適用ではないか、これはなぜですか。

どのように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。これは、すべての労働者について賃金の最低限額を保障するセーフティーネットということです。

います。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるというふうに私どもは考えておりまして、あくまでも一番基本的なセーフティーネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思います。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、労働契約の内容を規制する強行的、直律的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかつた場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということで五十万円ということが決められてきているわけです。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労使のイニシアチブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティーネットとは別の役割を果たすというふうに、私はこちらについては考へているわけです。その不払いにつきましては最低賃金法の罰則は適用しないというふうにそこで考えました。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の全額払い違反となることで、実際、賃金の全額払い違反に係る罰則として上限で三十万円、それが適用されるということになりますので、こういった観点からの労働者の保護というものはきちんと行われていると考えます。

○園田(康)委員

最低賃金法の質問をさせ

せていただきます。

でも、まだこの最低賃金法の内容に入る以前の問題でありますので、この内容そのものにはきょうは触れるつもりはありません。ちゃんととした、正常な形の中の審議に基づいてこの最低賃金法の中身の審議をさせていただきたいんですが、その内容に入る前に、先般、三月の二十一日であります。したがしうか、政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議、これについて大臣の御感想を少し伺つておきたいとさうふうに思うわけでですが、このときに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委員会での我が党の質問に対しまして、円卓会議についてこのように述べておられます。

最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティーネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしましたわけになります。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに従つてこの最低賃金も上がつていくような仕組みをつくつていただきたいという中において、円卓会議をつくつて、その議論を各地域における最低賃金の審議会ににおける議論のこれは正にベースにしていきたいとのようになつてくんでしようか。この円卓会議がベースになつて、これに基づいてつくられるものなんでしょうか、制度として。どうぞしゃうか。

○柳澤国務大臣 私は、最低賃金の決定というものは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の審議会 地方の両方あります。これを通じて

決定していく、それはある意味で、諮問に対する答申ですけれども、基本的にそれを尊重して行政として決定をしていく、この仕組みは基本的に

にどうか、全く変わらないというふうに御理解いただきたいと思います。

しかば、この底上げ戦略推進円卓会議というのははどういう位置づけかというと、結局、そういうことで、最低賃金の要素として、もちろん生活費もありますけれども、事業主の支払い能力とい

うこととも一つの要素になります。支払い能力というのは、結局どうして生まれてくるかといえば、これはやはり生産性の向上をすることによって支払い能力の向上というのも図れるという意味でございまして、ある意味で最低賃金を引き上げる環境を整備するというか、改善していくとか、そういうことの戦略あるいは施策というものを中長期的に考えていく、そういう機関であるとさうふうに私としては理解をしておりますし、また委員にもぜひそのように理解をしていただければ幸い、このように思つております。

○園田(康)委員 今回の制度で、中央最賃審議会と地方最賃審議会の枠組みは変わらない。そして、屋上屋のようないの円卓会議なるものが、私はそ

ののような印象を受けているわけでありますけれども、しっかりとこういう政府全体の取り組み、中小企業の推進策というのもあわせて私は行う必要があるというふうに考えておりますので、そのことも含めて、屋上屋だけやつていくのではなくて、ちゃんと実質的な地域の中身の実態を把握しながら、それをおいて引き上げていくという方向で頑張つていただきたいとさうふうに思つております。

高橋委員

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

今現在 最低賃金の全国平均額は六百七十円、月収に直すと十一万七千円何がし、年収で百四十万五千円くらいになると思うんですけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしようか。ワーリングブアといふ言葉がいざるますが、まさしく

同じ資料の中、「ILO事務局ジエラルド・スター」「世界の最低賃金制度」による整理の中では、最低賃金制度は「すべてのあるはほとんどの労働者に、不适当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に適度に寄与する手段」と整理されています。

第十一条には、厚生大臣または都道府県労働局長ははどういう主語になつて、決定しなければならないというのが最後にあります。また十七条には、「業種別不適当と認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる」とある。これは大臣に決定権限があるといつて確認をしてよろしいでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、高橋委員が言われるとおりであります。

は六百七十三円でござります。したがつゝとして、これを一日八時間として二十一日間働かといたしますとで考えますと、十二万円足らずとらうことになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公労使二者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私どもとして審議会の御意向を尊重して決定させていただいているという立場で、このこと自体について云々することは、こうした枠組みの中では差し控えさせていただきたいと思います。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後

現在の水準とくらべて、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にさせていただきおりまして、このことを踏まえて、私どもとしては、最低賃金額をぜひ引き上げの方向でそれ

道府県労働局長が、それからまた、「二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案等について」は厚生労働大臣が決定することとされております。都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることができる」ととされておりまして、それぞれの中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるといふことが法律の規定するところでございます。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはつきりしたかと思います。

ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もない、二つ、三つある

は生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある、これをどういふふうに考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを手取り額で見た最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそういうケースについて比較をし、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方ではないかといふふうに思っております。

○高橋委員 級の区分の仕方が違うですとか、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るといふことを今回盛り入

ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もない」ということでありますので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねてはいる中で、そういうことだつてあるんだよといふことを、今抜けと書いてはあります。りませんが、そういうことをきちんと念頭に置いて議論を進めておきたい、そういうふうに思つております。

そこで、生活保護との整合性について伺います。九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」というふうに盛り込まれたわけであります。ここが、十一都道府県の生活保護費を最低賃金が下回っているといふことが、この間議論をされできました。そこで、政府が基準としている生計

費というものは、ここでいう生活扶助、つまり食費、水光熱費、居住費、これをいつののでしょうか。

いるんだ
しょうか

○青木政府参考人 今委員がお触れになりましたすべての地域で下回るというお話をしています。これは、今申し上げましたように、生活保護の基準といふものを、具体的にどういうものをどう思えるかということは議論のあるところだらうと思います。私が先ほど申し上げましたのは、少なくとも衣食住ということで、そこは生活扶助基準一類、二類と住宅扶助の実績値というところでいけば十一と云うことでありますけれども、今お触れになりましたのは、例えば住宅の扶助を実績値じゃなくて基準額で考えた場合にはそういうふうになると云ふことだらうと思います。

したがって、生活保護という場合に、具体的にどうを基準にしてやるのかといふのは、「これから審議において十分議論をして審議を経た上、具体的な水準額に反映をさせていきたいというふうに思つております。

○高橋委員 少なくとも、考慮すべき重要な指標だと思いませんか。

○青木政府参考人 委員がお触れになりましたように、衣食住という意味で、住宅についても重要な指標だといふのはおっしゃるとおりだと思います。

その額を、具体的にどれをとるのかといふことについては議論があるところだらうといふことを思つております。

○高橋委員 先般、本委員会で、生活保護世帯に対するリバースモーゲージの問題で私は質問させていたが、これがございました。五百円以上ある資産を持つていて、生活保護費をこれまでもつていていた額の一・五倍の額を月々融資するということが厚労省の考え方なんですね。それは、生活保護受給者でなくなれば、医療費扶助ですとかさまざま保険料の負担がかかる、だからこれまでもつていていた額と同じ額では当然暮らしていけなくなるのだ、水準は下がるのだという認識を厚労省が持っていたということなんですね。

同じように、最低賃金も同じ額といつて比較しと云ふことになります。それで、扶助として転化されている部分をきちんと考慮する、税金や社会保険料の負担を考慮するといふふうにならなきや、そもそも話にならないということを強く指摘をしておきたい。これを今後の議論の中で必ず考慮していただきたいということを言つておきたいと思います。

そこで大臣に、そもそも生活保護制度そのものが、私はもう、人たるに値する制度となり得なくなつてきている、このよつて思つております。老齢加算や母子加算など、これをプラスして初めて最低生活費とこれまで整理をしてきました。それを、加算分を廃止して、つまり政府の解釈によつて、最低生活費といふのはこの程度よといふうに割り込まれなんですね、この間の施策の変化によつて。そういうふうに今変わってきた。こういう大変なところで、今老齢加算や母子加算廃止に反対しての、私たちは人間裁判あるいは人権裁判と呼んでいますが、そういう闘いが今全国で行われてゐるところであります。

その中身の議論はきょうはしませんけれども、問題は六月一日の本委員会です。野党が出席しないところで、とても気持ちが楽になつたのかわからりませんが、生活保護費と最低賃金の逆転現象の解消を尋ねられたのにに対し、大臣の答弁はこうです。生活保護との整合性といふ意味でモラルハザードが起つてしまつて、遊んでいた方が高い手当が手に入るといふふうなことがあつてはならない、こうおっしゃいました。

どういうことでしょうか。これはまるで、生活保護受給者がみんな税金をもらつて遊んでいる、大臣がそういう認識をしていらっしゃることになるんです。

病気や障害やさまざまな事情があつて働けない方、年金だけでは余りにも少ない方など、そういう事情があつて、その上で、すべての資産を調査し、それをすべて処分された上でなければ保護受給に至らない、そういう方が今の受給者なんですね。そういう人たちを、遊んでもらつて、こういう認識をよろしいのでしょうか。撤回されますか。

○柳澤国務大臣 モラルハザードといふことが、逆転現象が存在すると生ずる、労働意欲を阻害するといふことがいろいろなところで議論があると、いうことを踏まえて、私は別に気を樂にしたからそういうことを申したのではなくて、わかりやすく言つたつもりですが、今こうして高橋委員に指摘をされてみますと、私の本意を必ずしも表現していないといふふうに気がつきました。大変不明瞭をわびして、撤回します。

○高橋委員 撤回されましたので、確認をいたしました。

産む機械じゃないですけれども、こういう考え方方がずっと大臣の根っこにあって、今の施策に反映しているのかなどいうことが本当に問われてしまつたときに御認識は改めていただきたいと思います。

局長に簡単に確認をいたします。

○青木政府参考人 今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費に関しまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮するといふことを明確にすることとしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げておきますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会で地方の実情に応じて決定することになるわけでありますけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございまして、生活保護が引き下がつたからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がるといふことにはならないというふうに考えております。

○高橋委員 よろしいです。

次に、最貧を引き上げれば中小企業への影響があるといふことが繰り返し答弁をされております。もとより國の中小企業対策が大変貧弱で、一般競争の〇・三五%にとどまつてきている。本当に史上最高の利益を大企業は上げて、経済成長しているという一方で、中小企業には全くそれが回つてこない。そういう中にあって、それを怠つてきた政府の責任を擡げて、こういうときだけ、中小企業が困るからといふ議論は、私は逆立

何をもつて中小企業に影響があると言うのか、具体的な根拠を示してほしいと思います。

○青木政府参考人 中小企業に対する影響の問題ですが、我が國におきましては賃金の規模開格差が非常に大きゅござります。現金給与総額あるいは一時間当たりの所定内給与についても大きな格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇としますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給与は六七・八といふことになつております。

また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九%、一千万円未満の企業が八五・八%といふことがあります。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきましては最近低下傾向にあるのに対しまして、資金一千円未満の企業を大きく上回つております。

こういったことから、最低賃金の大幅な引き上げを急にすると云ふことは、特に中小企業にとっては労働コストにより企業経営が圧迫されてしまふ影響を受けるといふふうに考えております。

○高橋委員 所定内給与の比較ですか、それから、今お話をありました分配率で比較をすると、確かに一定の格差がござります。特に、今お話しされたように、利益のうち八五・八%が人件費にかかるといふ、そういう中で直に人件費を上げればそこに影響するだらうといふことは容易に理解ができることがあります。

ただ、今、例えば厚労省が行つて、事業所三十人未満あるいは製造業は百人未満の事業所を対象に行つて調査でも、未満率といふふうですが、最貧に達していない労働者の比率は一・四%、最貧を上げたときに影響を及ぼす率は一・四%にすぎない。實際は、圧倒的多くの中小企業は、やはり労働者がいなければ仕事が成り立たないし、安い給料では逆に来てもくれないと云う点で一定の賃金を払つてゐるといふのが実態だと思つんで

すね。

労働政策研究・研修機構が平成十六年十一月に行つた最低賃金に関するアンケート、これも同様に対象が三十人未満の企業であります。賃金がどうのくらいの最賃に張りついているかで見ると、正社員では一・四%、パートでも五・九%というところであります。また、最賃が引き上げられたために新規雇用を抑制したのは四・二%にしかなっておりません。私は、重要ななと思うのは、地域別最賃が役立っているかなという問い合わせして二四・六%が役立っている。つまり、裏を返せば、七五%以上が役立っていない。その理由は、最低賃金が低過ぎて参考とすることがないから、こういうふうに答えていたんですね。

ですから、最低賃金が、中小企業がみんな、かなり低くて、もう今も上げればやつていけないんだというのは過大過小ののではないか、もう少しここは冷感に見る必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 確かに、委員がお触れになつた数字はそういうことだろうと思います。しかし、それは全体で見たときにはそういうことでありますけれども、やはり、そうはいっても最低賃金のところの水準に張りついているところはあるわけですから、現行の最低賃金の水準で、最低賃金未満の率は非常に低うござります。これは、最低賃金法違反は犯罪でありますので、きちんと守つていただかなければいけないということが一つと、それと、やはり、最低賃金の改定についても、地方の最低賃金審議会でいろいろな事情を勘案して、地方の実情に応じて引き上げているという事情もあるうかというふうに思つております。そういう意味では、委員のお触れになりました調査の中においても、役立つてあるというのが相当数あるということでありますので、最低賃金がいわばセーフティネットとして、安全網として機能して

でござるところを、さうおもておられます。
さういたゞく、一般は、罰則を引き上げましたり、あ
るは生活保護との整合性を明確にするといふよ
うなことで、一層のセーフティーネットとしての
機能を果たすよう改訂をお願いしているといふ
ことでござります。

○高橋委員 役立つてはいると答えている企業の理由は、パートやアルバイトの賃金を決める上で参考になるというふうに答えております。ですから、この問題はまたパートやアルバイトの賃金が低廉で抑えられる別の役割も果たしているということを指摘しておかなければならぬと思います。

先ほど取り上げられました成長力底上げ戦略推進円卓会議、この問題について内閣府からおおぶ体のものとして取り組むということで、私は、その中で、例えば、下請取引の公正化ですか、バインディングパワーの取り締まり強化もしなくちゃいけないですとか、貴重な立場、発言もされていくなどとは思うんですね。ただ、問題は、やはりこれには厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

労使の代表の方々が集まつて、まさに幅広い観点から意見をいただく、こういうものでございまして、その中で、中小企業の底上げ戦略ということとで、中小企業の生産性と最低賃金、これに関しては、も議題に取り上げている、こういう状況でございました。

したがいまして、この円卓会議はあくまでも政労使が幅広い観点から意見交換を行つていただくというものでございまして、この生産性向上と最低賃金、これに関しましても、そういう形から基本的なものについて御意見をいただき、意見交換を行うというものです。これを一つ参考としていただいた上で、実際に具体的には、最低賃金の審議に關しましては最低賃金審議会において議論されていく、このように理解している次第でございます。

○高橋委員 これは、結局、先ほど言ったのと同じようだに、屋上屋なんですね。

けないですか、貴重な立場、発言もされていながら、なとは思つんですね。ただ、問題は、やはりこれは厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

資料の一を見ていただきたいと思います。

このスケジュールが六月ころから立ち上がりつて、一回から三回やつて、八月に最賃引き上げ等についての実施方針を出すんだと。地方最賃審議会の流れ、中央最賃審議会の流れを右に書いておきましたが、例年ですと七月下旬ころに出される答申が、今回、国会で今こういう議論がされてくるので、一応待ちの姿勢になつてゐる、若干おくれるということを聞いております。そうすると日程が完全にリンクをするんです。一枚目を見ますと、最低賃金の日安の提示ということが基本的

スキームの中に書き込まれているんです。ということは、円卓会議は審議会が自安を出す前に何らかの方針を出すということでしょうか。

○山崎政府参考人　お答えいたします。

御指摘の円卓会議でござりますが、御指摘のように、成長力底上げ戦略に關しまして、有識者と

労使の代表の方々が集まりて、まさに幅広い観点から意見をいただく、「こういうものでござります」と、その中で、中小企業の底上げ戦略ということで、中小企業の生産性と最低賃金、これに関する議題に取り上げてある、こういう状況でござります。

したがいまして、この円卓会議はあくまでも政労使が幅広い範囲から意見交換を行っていたくともうものでございまして、この生産性向上と最低賃金、これに関しましても、そういう形から基本的なものについて御意見をいただき、意見交換を行うというものでございます。これを一つ参考としていただきた上で、実際に具体的には、最低賃金の審議に関しては最低賃金審議会において議論されていく、このように理解している次第でござります。

○高橋委員 これは、結局、先ほど言ったのと同じようだ、屋上屋なんですね。

中小企業団体中央会が昨年の十月に、制度的に、実質的引き下げも可能な制度とするなどいう決議を上げています。その決議を上げてから中央会の会長が、円卓会議の中に入りて、生産性が向上升なければ最賃を上げないといった、そういうふうな発言をされているんですね。

この円卓会議は政労使なんです、公労使ではないんです。そうすると、まず官邸が直結しているということで、労の立場が非常に弱くなるんですね。三つの要素と言ひながら、どうしても企業の側に引っ張られる可能性があるんです。そういうときに、この微妙なスケジュールで最賃審議会に横やりを入れる、これまでのルールがゆがめられることになるんではないかということを指摘しなければなりません。

大臣、もう一言、答弁をお願いします。

○柳澤国務大臣 委員も賛成のようなお話も最初にいただいたので安心をして聞いておりましたのですが、急にまた論旨が戻しかなりまして、ちょっと当惑ぎみなんですけれども、